





たときは、遺失者の申出により、提出物件を送付することができる。

2 前項に規定する場合において、送付に要する費用は、遺失者の負担とする。

3 前二項の規定は、民法第二百四十九条若しくは同法第二百四十二条の規定又は法第三十二条第三者（以下この節において「権利取得者」といいう。）に対する提出物件の引渡しについて準用する。この場合において、これらの規定中「遺失者」とあるのは、「権利取得者」と読み替えるものとする。

（警察署長による遺失者の確認の方法等）

**第二十条** 法第十一一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

二 返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

三 法第十一一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する領書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

四 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならぬ。

五 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

二 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件控書に記載された内容と照合すること。

（所持を禁じられた物件を拾得者に引き渡す場合の手続）

**第二十一条** 警察署長は、令第十条各号に掲げる物に該当する物を銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定による許可又は登録を受けた権利取得者に引き渡そうとするときは、当該物件に係る許可証又は登録証の提示を受けなければならない。

（照会の方法）

**第二十二条** 法第十二条（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会は、別記様式第九号の拾得物件関係事項照会書を用いる方法その他の適當な方法により行うものとする。

**第二十三条** 警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するとときは、別記様式第十号の請求書を交付するものとする。

（第七節 国に帰属した物件の取扱い等）

（国に帰属した物件の取扱い）

**第二十四条** 警察署長は、法第三十七条第一項第一号の規定により物件の所有権が国に帰属したときは、当該物件を速やかにその所持の取締りに関する事務を所掌する國の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長に引き渡さなければならない。

（所有権を取得することができない物件の廃棄の方法）

**第二十五条** 法第三十七条第二項の規定による廢棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようになること。

二 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようになること。

三 物件の保管の場所

（施設占有者による物件の提出）

**第二十六条** 施設占有者は、法第四条第一項又は法第十三条第一項の規定により警察署長に物件

を提出するときは、次に掲げる事項を記載したものに限る。）

（提出書を当該警察署長に提出しなければならない。）

（施設占有者による掲示等の期間）

**第二十七条** 法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による書面の備付けは、法第四条第二項の規定により物件の交付を受けた又は自ら物件の拾得をした日から当該物件の遺失者が判明するまでの間又は当該物件を警察署長に提出するまで（保管物件にあっては、公告の日から三箇月を経過する日まで）の間、行うものとする。

（第二節 特例施設占有者の指定）

**第二十八条** 令第五条第五号（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

（第二節 特例施設占有者の指定）

（一 申請者が個人である場合）

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 令第五条第五号（以下単に「指定」という。）に掲げる者のいずれにも該当しないことを示す誓約する書面

ハ 申請者が法人である場合

イ 法人の登記事項証明書

ロ 定款又はこれに代わる書面

ハ 役員に係る前号イ及びロに掲げる書面

ニ 前号ハに掲げる書面

（二 物件に関する事項）

イ 物件の種類及び特徴

ロ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無

（二 同意の有無）

（施設占有者による掲示等の期間）

（二 同意の有無）

### 第三節 特例施設占有者の措置等

**(保管物件の届出等)**

**第三十一条** 届出は、別記様式第十一号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

第七条第一項の規定により保管物件の公告をしたときは、当該公告の日付を当該保管物件に係る届出をした特例施設占有者に通知するものとする。

2 警察署長は、法第十八条において準用する法第七条第一項の規定により保管物件の公告をしたときは、当該公告の日付を当該保管物件に係る届出をした特例施設占有者に通知するものとする。

**(売却の届出)**

**第三十二条** 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（处分の届出等）

**第三十三条** 法第二十二条第二項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件处分届出書を提出することにより行うものとする。

2 特例施設占有者は、法第二十二条第一項の規定による処分をするときは、その旨をあらかじめ、当該拾得者の所在を知ることができない場合、この限りでない。

**(保管物件の廃棄の方法)**

**第三十四条** 令第九条第二項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物件 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができる。

二 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

三 法第三十五条第四号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

四 法第三十五条第五号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

五 法第三十五条第六号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

六 法第三十五条第七号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

七 法第三十五条第八号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

八 法第三十五条第九号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

九 法第三十五条第十号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

十 法第三十五条第十一号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

十一 法第三十五条第十二号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

十二 法第三十五条第十三号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

十三 法第三十五条第十四号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

十四 法第三十五条第十五号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

一 項又は第二項の報労金を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知するものとする。

2 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、当該物件を返還する旨を当該物件に係る法第二十七条第一項の費用又は法第二十八条第二項の報労金を請求する権利を有する拾得者に通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。

4 特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるとおり、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ことができない場合は、この限りでない。

5 特例施設占有者は、保管物件の返還及び引渡しの手続を行なう場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、保管物件を送付することができる。

2 前項に規定する場合において、送付に要する費用は、遺失者の負担とする。

3 前二項の規定は、民法第二百四十条の規定又は法第三十二条第一項の規定により保管物件の所有権を取得した拾得者（以下この節において「権利取得者」という。）に対する保管物件の引渡しについて準用する。この場合において、これららの規定中「遺失者」とあるのは、「権利取得者」と読み替えるものとする。

（送付による保管物件の返還及び引渡し）

第三十六条 特例施設占有者は、保管物件の返還に係る手続を行なう場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により、当該物件により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

2 法第三十五条第三号から第五号までに掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

3 特例施設占有者は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場合において、送付に要する費用は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場所を来訪する事が困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

4 特例施設占有者は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場合において、送付に要する費用は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場所を来訪する事が困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

5 特例施設占有者は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場合において、送付に要する費用は、保管物件の返還及び引渡しの手續を行なう場所を来訪する事が困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

こととなるべき期日、当該物件を引き取らなければならぬ場合に定めるところにより行うものとする。

1 法第三十五条第二号に掲げる物に該当する物 当該物件を焼却、裁断、破碎、溶解その他の方により個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証することができないようにする。

2 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

（帳簿）

第三十九条 法第二十三条第一項の規定による交付の日から三年間、保存しなければならない。法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

1 届出をした場合

2 届出の提出先の警察署長

3 物件が法第四条第二項の規定による交付を受けたものであるときは、当該交付の日時及び特徴を記載した帳簿に記載された内容と照合すること。

4 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、法第二十三条に規定する帳簿に記載された内容と照合すること。

二 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならない。

三 引渡しを求める者から当該物件の種類及び特徴並びに返還の日時及び場所を聴取し、法第二十三条に規定する帳簿に記載された内容と照合すること。

四 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならぬ。

五 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならぬ。

（所有権を取得することができない物件の廃棄）

第三十七条 法第二十二条第一項の規定による確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 特例施設占有者による遺失者の確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

二 特例施設占有者による遺失者の確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

三 特例施設占有者による遺失者の確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

四 特例施設占有者による遺失者の確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

五 特例施設占有者による遺失者の確認の方法等は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

（所有権を取得することができない物件の廃棄）

第三十八条 法第三十七条第三項の規定による廃棄は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれが判明したときは、速やかに、当該物件の返還に係る手続を行なう場所並びに当該物件に係る法第二十七条第一項の費用及び法第二十八条第一項の費用及び法第二十九条第一項の費用を支払う義務がある旨を当該遺失者に通知するものとする。

六 法第二十条第一項又は第二項の規定による 売却をした場合	2 遺失物取扱規則（平成元年国家公安部委員会規則第四号）は、廃止する。 (遺失物取扱規則の廃止に伴う経過措置)
イ 売却の日	ロ 売却の理由、方法及び経過
ハ 買受人の氏名等及び電話番号その他の連絡先	二 売却による代金の額
ホ 売却に要した費用の額	三 法第二十一条第一項の規定による処分をした場合
ロ 処分の日	イ 処分の理由及び方法
八 法第三十七条第一項第二号の規定により保管物件の所有権が自らに帰属した場合	八 法第三十七条第一項第二号の規定により保管物件の所有権が帰属した日
九 法第三十七条第三項の規定により保管物件を廃棄した場合	九 法第三十七条第三項の規定により保管物件を廃棄した場合
イ 廃棄の日	イ 廃棄の日
ロ 廃棄の方法	ロ 廃棄の方法
第三章 雜則	(施行期日)
(施設占有者に対する指導及び助言)	第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
(電磁的記録媒体による手続)	附 則（平成二十四年六月一八日国家公安部委員会規則第七号）
第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。	(施行期日)
一 提出手 写真 第二十六条	第一条 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
二 申請書 第二十八条第二項	第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
三 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面 第二十八条第三項	第三条 この規則は、この規則による改正前の遺失物法施行規則による改正後の遺失物法施行規則に規定する様式による改正後の遺失物法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
四 定款又はこれに代わる書面 第二十八条第一項	附 則（令和元年二月一四日国家公安部委員会規則第一号）
五 保管物件届出書 第三十一条第一項	(施行期日)
六 物件売却届出書 第三十二条第一項	第一条 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
七 物件処分届出書 第三十三条第一項	第二条 この規則は、この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用される書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
三項	第三条 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)	(経過措置)
一 この規則は、令和元年七月一日から施行する。	附 則（令和元年一〇月二四日国家公安部委員会規則第八号）抄
(経過措置)	(施行期日)
二 この規則による改正前の遺失物法施行規則による改正後の遺失物法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。	第一条 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。
三 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面 第二十八条第三項	附 則（令和元年一〇月二四日国家公安部委員会規則第三号）
四 定款又はこれに代わる書面 第二十八条第一項	(施行期日)
三項	第一条 この規則は、この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用される書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
五 保管物件届出書 第三十一条第一項	第二条 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
六 物件売却届出書 第三十二条第一項	附 則（令和五年一月一〇日国家公安部委員会規則第一号）
七 物件処分届出書 第三十三条第一項	(施行期日)
三項	第一条 この規則は、令和五年三月一日から施行する。
(施行期日)	(経過措置)
一 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び(遺失物取扱規則の廃止)	二 この規則による改正前の様式（この規則による改正前の遺失物法施行規則別記様式第三号及び第四号を除く。次項において「旧様式」とい

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号（第1条関係）

## 別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別刷式(大字)表(郵便局)		通 大 出 告
主		郵便局名
郵便局番号		年 月 日 午 晚 時 分
送 付 者		送達又は郵便局名
住所(氏名)		電話番号等の他の連絡先
送次官時		年 月 日 午 晚 時 分 ごろの「朝」 年 月 日 午 晚 時 分 ごろの「夜」
送次官所		
被取扱件数		
被 取 扱 件 数 目 標	被取扱件数	内
	被取扱件数	被取扱件数
被 取 扱 件 数 目 標	被取扱件数	被取扱件数
	被取扱件数	被取扱件数
備 考		
被取扱件数を過ぎたので裏面もします。 今、お仕事で忙い場合は、 郵便局長 前		
備 考		
被取扱件数を超過したのに裏面もします。 今、お仕事で忙い場合は、 郵便局長 前		

備考 1 案の欄には、記載しないこと。

## 別記様式第4号（第9条関係）

登録情報(個人情報各項目)	
留 携 物 公 告	
下記の物件の持主者は、適やかに当署に届出をしてください。	
年 月 日	
署 係 署	
記	
1. 物件の概要及び特徴	
2. 持得の日時	
3. 持得の場所	

摘要 田舎の大きさは、日本画風規格1到4番とすること

別記様式第5号（第9条関係）

回送請求式(郵便) (郵便各局提出)	
保 芮 物 件 公 告	
下記の物件の所有者は、速やかに保管している施設の所有者に連絡をしてください。	
年 月 日	
警 察 局	
記	
1. 物件の種類及び特徴	
2. 保管の日時	
3. 保管の場所	
4. 保管している施設の所有者の氏名又は名称	
5. 保管場所及びその電話番号その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。

別記様式第6号（第13条関係）

別紙様式第6号(第2項関係)		性 别	年 齡
受取人氏名		受取人氏名及年齢	
姓	名	別紙等(印鑑・複数・品番等)	
性別	年齢		
登録番号		年 月 日	
登録事由			
登録者と被登録者の所又は所在地			
登録者と被登録者の性別、年齢		長次又は長姫(被登録者) 電話番号等その他の連絡先	
<input type="checkbox"/> 当該登録者が被登録者よりおられるとの旨(被登録者と登録者の間の親類等の関係) <input type="checkbox"/> 被登録者が登録者よりおられるとの旨(登録者と被登録者の間の親類等の関係) <input type="checkbox"/> 被登録者が登録者とおなじ人物(被登録者と登録者の間の親類等の関係)			
登録年月日		年 月 日	
登録者の性別			
登録者の年齢			
登録者の性別		長次又は長姫(被登録者) 電話番号等その他の連絡先	
登録者と被登録者の性別、年齢			
登録年月日			
登録者と被登録者の性別、年齢			
登録年月日			

備考 1 発送理由欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本薬業規格A4判4番とすること。

別記様式第7号（第16条関係）

図表 1 等分理由欄には、該当する事項の□内に□印を記入すること

2 紙の大きさは、日本規格A3×4倍とする。

別記様式第8号（第20条関係）

引出箱式整理用A4(複数各開)		品 開	
文書番号			
物 件 作 品	現 地 場	内	
	場	類	物語等(原作、脚本、音楽等)
			出版物
上記の物を受取りました。			
年 月 日			
書類番号 種			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
電話番号その他連絡先			
備 考			

別記様式第9号（第22条関係）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4(4番)とすること。

別記様式第10号（第23条関係）

登記権第10号(第12条関係)	
地　　主　　者	
年　　月　　日	
規	
登記料　手数料	
了承の上、本物の印鑑に依り、要領を承認します。	
登　記　要　求	内　　容
備　考	
（捺印用箇所）	

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。

別記様式第11号（第31条、第32条、第33

備考

- 1) 宮の前には、記載しないこと。
- 2) 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3) □印のある欄については該当の□内に印を付すこと。
- 4) 「免効」、「専理免効」欄、「免効」、「専理方法」欄、「保管届出日」欄及び「免効区分定義」欄は、物件の売買又は販売の登出をする場合に記載すること。
- 5) 所定の欄に記載しないときは、別紙「記載の上、これを添付すること。」
- 6) 用紙の大きさは、日本規格A4用紙であること。

別記様式第12号(第41条関係)	要領の正副本提出書面
第26条	第26条第2項
第26条第3項	第26条第3項
第26条第4項	第26条第4項
第26条第5項	第26条第5項
送失物届出(提出書面)の規定により提出すべき書類に記載することとする 事項に付随する該届出の提出書面に記載するときは、 年 月 日	
氏名又は名称 住所又は所在地	
1 電磁的記録媒体に記載された事項 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考 1 「要領の正副本提出書面に記載する事項」の欄には、要領の正副本提出書面に記載するといふ事項を記載するときに、以降の要領の記録欄を提出するときは、要領の記録欄外に記載する事項を記載することとする。

備考 2 「要領の正副本提出書面に記載する事項」の欄には、本に記載されている要領の記録欄外に記載する事項を記載する事項を記載するときは、本に記載されている要領の記録欄外に記載する事項を記載することとする。

備考 3 不実の文書上、標識で表すことを。

備考 4 該当事項がない場合は、空欄であることを。

備考 5 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。